

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	農業大学校
------	-------

農業大学校の使用料の減免

根拠条文

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例

第16条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、授業料、受講料、入校選抜手数料及び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することができる。

鳥取県立農業大学校管理規則

(使用料の減免)

第36条 条例第16条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 國際農業交流館（宿泊室を除く。）の施設を学校教育法第1条に規定する学校、同法82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行なう団体であつて校長が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行なう公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして校長が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行なうこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の校長が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他校長が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるとき有限る。）。
 - (3) 70歳以上の者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき有限る。）。
 - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という）及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき有限る。）。
 - (5) その他校長が特に必要があると認めたとき。
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、様式第12号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同行の申請書の提出に代えることができる。
- (1) 第1項第1号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示
 - (2) 第1項第2号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示
 - (3) 第1項第3号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

審査基準

- 「鳥取県立農業大学校管理規則」第36条第1項（1）～（5）
(上記根拠条文参照)

なお、規則第36条第1項（5）その他校長が特に必要があると認めたときとは、以下のとおりである。

- 1 県が主催する農業に関する研修について会議室等の使用料は免除する。
(県とは、知事部局、教育委員会、公安委員会のことであり、別法人である外郭団体は含まない。)
- 2 長期宿泊者の負担軽減のため1週間以上連続して宿泊する場合には8日目からは1泊につき規定料金の1／3程度の額（1,000円→300円、2,000円→600円等）に減免する。
(県職員等で宿泊費を含む旅費が支給されている場合は、宿泊費の減免は行わない。また、交流財團等の研修生は、県職員等と同様の扱いとする。)

標準処理

期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
10日	機関	農業大学校	機関	農業大学校	
	期間	日	期間	10日	